

実質化された人・農地プラン

| | | | |
|------|---------------|-----------|----------|
| 市町村名 | 対象地区名(地区内集落名) | 作成年月日 | 直近の更新年月日 |
| 皆野町 | 下大浜区 | 令和4年2月24日 | |

1 対象地区の現状

| | |
|--------------------------------------|-------|
| ①地区内の耕地面積 | 7.2ha |
| ②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計 | 5.6ha |
| ③地区内における60才以上の農業者の耕作面積の合計 | 4.3ha |
| i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計 | 0.4ha |
| ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計 | 0.8ha |
| ④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計 | 0ha |
| (備考) | |

2 対象地区の課題

| |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ●アンケート調査の結果 <ul style="list-style-type: none"> ・アンケート回答者の76%が60才以上であり、後継者の有無については、56%が家族や親族が後継者となっているが、42%が後継者が決まっていないもしくは、候補者はいるが決まっていない。 ・今後の農業経営については、44%が現状維持と回答したが、規模拡大と回答した方はいなかった。 ●地域の話し合いの意見 <ul style="list-style-type: none"> ・人口も多く、住宅街になっており規模拡大は難しい。 ・現在農業を行っている人の子どもが退職後に農業をする際に受け入れる体制が必要。 ・新規就農者の確保するため、栗などの農産物のブランド化が必要。 |
|--|

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

| |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・農地利用は、中心経営体である認定農業者1経営体が担う。 ・入作を希望する農業者の確保のために、新規就農者相談や担い手育成塾等を用いて支援していく。 |
|---|

(参考) 中心経営体

| 属性 | 農業者 (氏名・名称) | 現状 | | 今後の農地の引受けの意向 | | |
|----|----------------|------|------|--------------|------|---------|
| | | 経営作目 | 経営面積 | 経営作目 | 経営面積 | 農業を営む範囲 |
| 認農 | A | 菌床椎茸 | 13 a | 菌床椎茸 | 13 a | |
| 計 | 1人 | | 13 a | | 13 a | |

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

| |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・農地利用は、中心経営体である認定農業者が担う。 ・埼玉県、農地中間管理機構(埼玉県農林公社)と協力し、農地中間管理事業の制度理解を深めていただくための情報発信に取り組む。 ・新規就農者の確保と支援を行う。 ・現在農業を行っている人の子どもが退職した際、農業ができる環境を整備する。 ・埼玉県、ちちぶ農業協同組合、農業委員会と協力し、農地所有者の意向を把握するなど農地の利用調整、農業者の支援を図る。 |
|--|